老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則
目次	目次
第一章　マンション再生事業	第一章　マンション建替事業
第一節　施行者	第一節　施行者
第一款　マンション再生組合（第一条―第二十一条）	第一款　マンション建替組合（第一条―第二十一条）
第二款　（略）	第二款　（略）
第二節　（略）	第二節　（略）
第二章　マンション等売却事業	第二章　除却する必要のあるマンションに係る特別の措置
第一節　除却等計画の認定等（第五十三条―第五十五条）	第一節　除却の必要性に係る認定等（第四十九条―第五十二条）
第二節　マンション等売却組合（第五十六条―第六十二条）	第二節　買受計画の認定等（第五十三条―第五十五条）
第三節　分配金取得手続等（第六十三条―第七十六条）	第三章　マンション敷地売却事業
第三章　マンション除却事業	第一節　マンション敷地売却組合（第五十六条―第六十二条）
第一節　マンション除却組合（第七十六条の二―第七十六条の十）	第二節　分配金取得手続等（第六十三条―第七十六条）
第二節　補償金支払手続等（第七十六条の十一―第七十六条の二十四）	第四章・第五章　（略）
第四章　除却等の必要性に係る認定等（第七十六条の二十五―第七十六条の三十）	附則
第五章・第六章　（略）	**第一章**　マンション建替事業
附則	**第一節**　施行者
第一章　マンション再生事業	**第一款**　マンション建替組合
第一節　施行者	（定款の記載事項）
第一款　マンション再生組合	**第一条**　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第七条第十二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
（定款の記載事項）	一・二　（略）
第一条　マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）第七条第十二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	（認可申請書の添付書類）
一・二　（略）	**第三条**　法第九条第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
（認可申請書の添付書類）	一　認可を申請しようとする者が施行マンションとなるべきマンションの建替え合意者等であることを証する書類
第三条　法第九条第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。	二　施行マンションとなるべきマンションの全部又は一部が建替え決議マンションである場合においては、当該建替え決議マンションについて法第九条第二項の同意を得たことを証する書類及び当該建替え決議マンションについての建替え決議の内容を記載した書類
一　認可を申請しようとする者が再生前マンションとなるべきマンション又は再建敷地となるべき土地の再生合意者であることを証する書類	
二　法第九条第二項の規定による集会の決議を得たことを証する書類及び同項各号に掲げるマンション又は土地（以下「再生決議マンション等」という。）についての再生決議の内容を記載した書類	